

## 資料 3

### ＜アスベストと解体工事の分離発注＞

#### 1. 分離発注とは

分離発注とは文字通り「分けて発注すること」です。このケースでは、アスベスト工事と解体工事を分けて発注することを意味します。

発注者が、ハウスメーカー（住宅販売会社）や工務店と、解体から建築までの一括契約をした場合、ハウスメーカーや工務店が元請となり、下請けとなるアスベスト・解体工事業者を選定します。

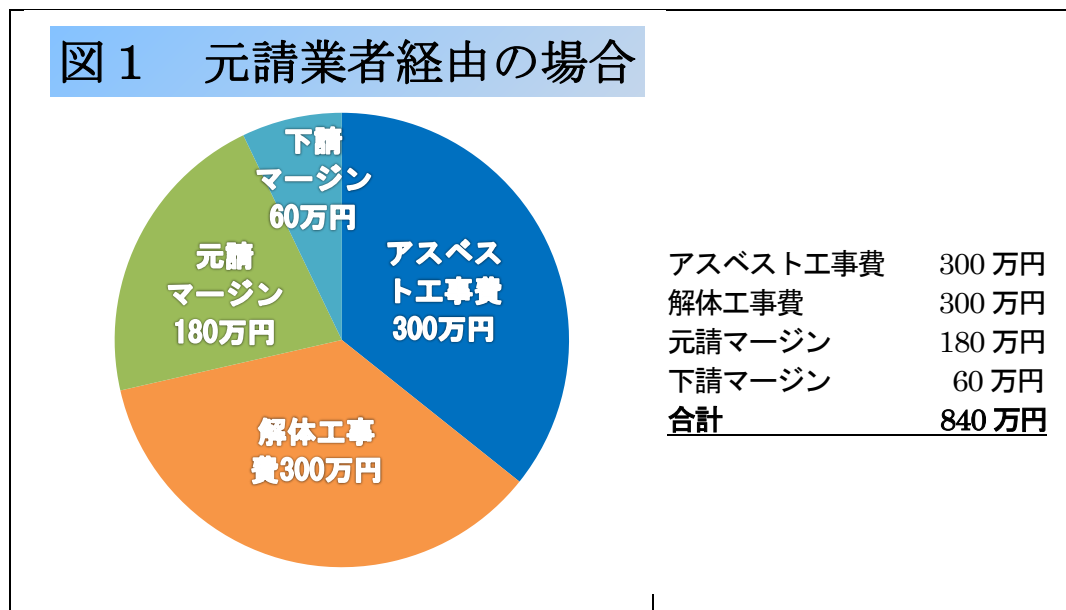
こうした発注形態ではなく、発注者が直接アスベスト専門業者に依頼することを分離発注と言います。

#### 2. 分離発注の3つのメリット

##### ①中間マージンカットによるコストダウン

ハウスメーカーや工務店が元請で入る場合は、20~30%ほどの中間マージン（利益）が工事費用に上乗せされます。さらに下請業者のマージンも10%ほど上乗せされます。

→図1参照

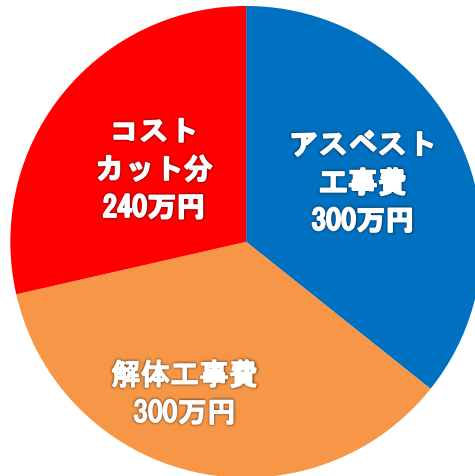


お客様にとって中間マージンがカットされる「分離発注」がベストの形態です。

→図2参照

このケースでは工事費が何と240万円も安くなっています。

図2 分離発注の場合



アスベスト工事費	300万円
解体工事費	300万円
<b>合計</b>	<b>600万円</b>
コストカット分	240万円

## ②工場の品質自体も良くなる

同じ発注金額でも元請会社が無理な値下げをした場合、そのしわ寄せが来るのは下請けであるアスベスト業者です。そうするとそのしわ寄せを解消するため、いわゆる「手抜き工事」が発生します。ですから、アスベスト業者への直接発注の形を取る方が、同じ工事金額でも品質の良い工事が実施されるのです。

## ③国土交通省も分離発注を推奨

「解体ダンピング」とも言うべき過当競争の中、解体業者経由の場合、アスベスト工事費用が解体工事と一体化し、アスベスト工事費が圧縮される傾向にあります。このようなことがないよう、国土交通省も以前よりこの分離発注を推奨しています。  
適正なアスベスト除去をしないで解体する、「ずさんな解体工事」「違法解体」を横行させてはなりません。

### ※「国土交通省による分離発注の推奨」

公共工事において、解体工事及び改築工事内に石綿除去工事が含まれた発注であるため、工事を受注したゼネコン担当者が石綿除去工事を経験のない石綿除去業者に安く発注し、石綿飛散工事となった事例も既に起きている。また石綿除去事業者が石綿濃度測定業者を指定するために、石綿濃度測定者が高い石綿濃度の結果をそのまま出したところ、その後の受注に響き、測定結果を低めに修正する事態も生じている。

解体工事及び改築工事と吹きつけ石綿除去工事を分離発注する入札方式の導入、吹きつけ石綿除去工事と石綿濃度測定事業を分離発注する入札方法が、今後の石綿除去工事のレベル確保に必要と考える。

出典：2008年7月29日「アスベスト問題第4回多省庁交渉」の記録